

野洲川MIZBEステーション設計業務 公募に係る資料リスト

No	名称
001	公告文
002	プロポーザル実施要領
003	プロポーザル要求水準書
004	付属資料
	資料1 事業用地位置図
	資料2 出入口・車止め想定図
	資料3 造成設計図
	資料4 都市計画地図兼インフラ現況図
	資料5 インフラ想定図
	資料6 エリア横断イメージ図
	資料7 ゾーニング図
	資料8 エリアの制約等の説明
	資料9 野洲川MIZBEステーション運営・利活用方針
005	貸与資料
	資料1 事業用地周辺の地質調査結果
	資料2 造成設計図のCADデータ
	資料3 ゾーニング図のCADデータ
	資料4 下水道_1号組立式マンホール標準図のCADデータ
	資料5 下水道_1号組立汚水柵参考図のCADデータ
	資料6 下水道_平面図・縦断面図-2のCADデータ
	資料7 アクセス通路平面図
	資料8 市道市三宅竹生外周線出入口参考図
	資料9 ヘリポート詳細抜粋※提案資格確認通知後に提供可能
006	様式
	様式1 参加表明書
	様式2 守秘義務の遵守に関する誓約書
	様式3 共同企業体届出書・グループ結成届出書
	様式4 設計共同体協定書
	様式5 応募者の設計業務の実績【企業実績】
	様式6 管理技術者の配置、資格及び実績
	様式7 審査書類提出届
	様式8 応募者の設計業務の実績【企業実績】（実績審査）
	様式9-1 管理技術者の資格及び実績（実績審査）
	様式9-2 建築設計担当主任技術者の実績（実績審査）
	様式9-3 土木・ランドスケープ設計担当主任技術者の実績（実績審査）
	様式10 企画提案書
	様式11 見積書

様式12	質問書
様式13	プロポ辞退届
様式14	資料の貸与申込書

※各用語については、「野洲川MIZBEステーション設計業務
プロポーザル要求水準書」
の「用語の定義」を参照すること。

(様式1)

令和 年 月 日

参加表明書

野洲市長 櫻本 直樹 様

[本事業へのプロポーザル参加を希望する法人]

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____ ⑩

担当者 氏 名 _____

所 属 _____

所在地 _____

電 話 _____

F A X _____

E-mail _____

令和8年5月21日付けで公告のありました「野洲川MIZBEステーション設計業務」において、応募者又は応募者の代表企業又は応募者の共同企業体として本事業のプロポーザルに参加することを表明します。

(様式2)

令和 年 月 日

野洲市長 櫻本 直樹 様

[本事業へのプロポーザル参加を希望する法人]

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

「野洲川 MIZBE ステーション設計業務」

守秘義務の遵守に関する誓約書

当社は、今般、野洲市（以下「本市」という。）が令和8年5月21日付で公告した野洲川 MIZBE ステーション設計業務に係る受注者選定（以下「本プロポーザル」という。）における応募を検討することを目的（以下「本目的」という。）として、本プロポーザルの選定の過程で本市から貸与若しくは配布された資料等、あるいは交渉等の協議により知り得た情報は、当社、設計に必要な最低限の協力会社の関係者（以下「関係者」という。）において秘密情報として保持するとともに、一切他の用途には使用せず、関係者以外に漏らさないことを誓約いたします。

記

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ、情報提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。
- 2 当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を本市に対して誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社の代理人、補助者その他の者に対し、情報の全部または一部を提供することができるものとします。

第2条（秘密の保持）

当社は、本市から交付を受けた情報を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し提供しません。

第3条（善管義務）

当社は、本市から交付を受けた情報を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

本市から交付を受けた情報のうち個人情報に該当するものについては、法令、条例等（以下「法令等」という。）により本市に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により本市及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、本目的検討の結果、プロポーザル提出書類の提出に至らなかった場合及びプロポーザル参加の結果、優先交渉権者として決定されなかった場合であっても、無期限で存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより本市に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（定義）

本書において、特段に定める場合の他、本書における用語の定義は、本プロポーザルのプロポーザル実施要領等の定めるところによることとします。

(様式3)

令和 年 月 日

- 共同企業体届出書
- グループ結成届出書

野洲市長 櫻本 直樹 様

(共同企業体名)

(代表企業)

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

(構成員)

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

※以下、3者以上の場合は構成員を追加すること。

令和8年5月21日付けで公告のありました「野洲川MIZBEステーション設計業務」のプロポーザルに参加するため、共同企業体またはグループを結成しましたので届け出ます。なお、この届出書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、参加表明書の提出日から事業契約の締結まで、「野洲川MIZBEステーション設計業務」に係る野洲市との契約について、次の権限を応募者の代表企業に委任します。

委任事項

- 1 上記事業に関するプロポーザルへの参加要件確認申請について
- 2 上記事業に関する応募辞退について
- 3 上記事業に関する契約に関することについて
- 4 副代理人の選任並びに解任について

【応募者のメンバー表】

※ 担当業務の欄には、「建築」、「土木・ランドスケープ」、のいずれか担当する業務を記載すること。また、各業務を主として実施する者は担当業務の後に「◎」を付すこと。((例) 建築◎)

区分	商号又は名称	担当業務
代表企業		
構成員①		
構成員②		

【応募者のうち、出資比率が最大となる予定の法人名】

商号又は名称

※ 商号又は名称のみ記載すること。

(様式4)

令和 年 月 日

〇〇設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- (1) 野洲川 MIZBE ステーション設計業務のうち設計業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。）
- (2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、〇〇設計共同体（以下「設計JV」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当該設計JVは、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当該設計JVは、令和 年 月 日に成立し、本業務の委託契約の履行後
〇ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

(注) 〇の部分には、例えば3と記入する。

- 2 本業務を受託することができなかつたときは、当該設計JVは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当該設計JVの構成員は、次のとおりとする。

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

名称 〇〇株式会社

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

名称 〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当該設計JVは、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当該設計JVの代表者は、本業務の履行に関し、設計JVを代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分

払金を含む。)の請求、受領及び当該設計JVに属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当該設計JVの代表者である企業に委任するものとする。なお、当該設計JVの解散後、設計JVの代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

（分担業務）

第8条 各構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

- 2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当該設計JVは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当該設計JVの取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 13 条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
- 3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当該設計 JV の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当該設計 JV が本業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該設計 JV に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

- 2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第 18 条 当該設計 JV が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

住 所

名 称

代表者氏名

※以下、3者以上の場合は追加すること。

〇〇設計共同体協定書第8条に基づく協定書

野洲川 MIZBE ステーション設計業務に係る設計業務については、〇〇設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇設計共同体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

(様式5)

応募者の設計業務の実績【企業実績】

商号又は名称 _____

【設計業務実績】

施設名	
発注機関名	
受注企業名	
業務期間	
業務名	
業務概要	(規模<対象となる延床面積等>、新築・増築や技術的特徴について)

(注1) 本業務におけるプロポーザル実施要領「5(2)参加資格要件 ケ b 平成28年4月1日以降に設計が完了した、延床面積500㎡以上の新築、増築工事の建築設計を受注した実績を有すること。」に該当する業務の代表的なもの1件記載し、契約書やテクリス等の写しを添付すること。なお、これだけでは業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料(図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等)で併せて補完すること。(該当する部分をマーカー等で分かりやすいようにすること。)

また、設計が完了したことを証明する書類(建築確認証、納品書等)を添付すること。

(注2) 記載した実績は、実績審査の対象となります。

(様式6)

管理技術者の配置、資格及び実績

商号又は名称 _____

1 配置する技術者

氏名			
生年月日(年齢)		経験年数	
所属会社・役職			

(注1) 配置する技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、実施要領等の公表日において雇用期間が3か月以上経過していることを確認できる資料を添付すること。

2 技術者の保有資格

資格名称	
取得年月日	

(注1) プロポーザル実施要領5(2)コ(ア)に示す「一級建築士」の資格を有すること。また、資格者証等の写しを添付すること。

3 設計業務の実績

施設名	
発注機関名	
受注企業名	
業務期間	
業務名	
業務概要	(規模<対象となる延床面積等>、新築・増築や技術的特徴について)
当該業務における役割	例) 管理技術者

(注1) 業務従事実績を証明できる書類及び設計が完了したことを証明する書類(建築確認証、納品書等)をあわせて添付すること。

(注2) 記載した実績は、実績審査の対象となります。

(様式7)

令和 年 月 日

審査書類提出届

野洲市長 櫻本 直樹 様

[法人または代表事業者]

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

担当者 氏 名 _____

所 属 _____

所在地 _____

電 話 _____

F A X _____

E-mail _____

「野洲川 MIZBE ステーション設計業務 プロポーザル実施要領」に基づき、審査書類を提出します。

なお、審査書類の記載事項について事実と相違ないことを誓約します。

(様式8)

応募者の設計業務の実績【企業実績】(実績審査)

商号又は名称 _____

【建築設計業務実績】

施設名	
発注機関名	
受注企業名	
業務期間	
業務名	
業務概要	(規模、新築・増築や技術的特徴について)

【土木・ランドスケープ設計業務実績】

施設名	
発注機関名	
受注企業名	
業務期間	
業務名	
業務概要	(規模や技術的特徴について)

(注1) 本業務におけるプロポーザル実施要領「別表1」の評価基準に該当する業務実績を記載し、契約書やテクリス等の写しを添付すること。なお、これだけでは業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料(図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等)で併せて補完すること。(該当する部分をマーカー等で分かりやすいようにすること。)

また、設計が完了したことを証明する書類(建築確認証、納品書等)を添付すること。

(注2) 様式5 応募者の設計業務の実績【企業実績】に記載したのもも実績審査の対象とする。改めての提出は不要。

(様式9-1)

管理技術者の資格及び実績 (実績審査)

商号又は名称 _____

1 配置する技術者

氏名			
生年月日(年齢)		経験年数	
所属会社・役職			

(注1) 様式6管理技術者の配置、資格及び実績に記載の人物と同一であること。

2 技術者の保有資格

資格名称	
取得年月日	

(注1) 本業務におけるプロポーザル実施要領「別表1」の評価基準に該当する資格を有する場合に記載する。

(注1) 資格者証等の写しを添付すること。

3 設計業務の実績

施設名	
発注機関名	
受注企業名	
業務期間	
業務名	
業務概要	(規模<対象となる延床面積等>、新築・増築や技術的特徴について)
当該業務における役割	例) 管理技術者

(注1) 本業務におけるプロポーザル実施要領「別表1」の評価基準に該当する業務実績を記載し、証明できる書類をあわせて添付すること。

(注2) 複数実績を記載する場合は欄を追加し、最大2件記載すること。

(注3) 様式6管理技術者の配置、資格及び実績に記載したのもも実績審査の対象とする。改めての提出は不要。

4 手持業務の状況(実施要領等の公表日時点の手持の設計業務)

※手持ち業務… 管理技術者又は担当技術者となっている他の業務をいう。 合計 () 件

発注者(事業主)	受注形態	業務概要	履行期間
	・単独 ・共同体	RC-6, 〇〇㎡ (〇〇〇〇〇〇として従事)	

(注1) 記載件数は最大5件とし、欄は適宜追加すること。

(様式 9-2)

建築設計担当主任技術者の実績 (実績審査)

商号又は名称 _____

1 配置する技術者

氏名			
生年月日(年齢)		経験年数	
所属会社・役職			

2 設計業務の実績

施設名	
発注機関名	
受注企業名	
業務期間	
業務名	
業務概要	(規模<対象となる延床面積等>、新築・増築や技術的特徴について)
当該業務における役割	例) 建築意匠担当技術者

(注1) 本業務におけるプロポーザル実施要領「別表1」の評価基準に該当する業務実績を記載し、証明できる書類をあわせて添付すること。

(注2) 複数実績を記載する場合は欄を追加し、最大2件記載すること。

3 手持業務の状況(実施要領等の公表日時点の手持の設計業務)

※手持ち業務… 管理技術者又は担当技術者となっている他の業務をいう。 合計 () 件

発注者(事業主)	受注形態	業務概要	履行期間
	・ 単独 ・ 共同体	RC-6, 〇〇m ² (〇〇〇〇〇〇として従事)	

(注1) 記載件数は最大5件とし、欄は適宜追加すること。

(様式9-3)

土木・ランドスケープ設計担当主任技術者の実績（実績審査）

商号又は名称 _____

1 配置する技術者

氏名			
生年月日(年齢)		経験年数	
所属会社・役職			

2 設計業務の実績

施設名	
発注機関名	
受注企業名	
業務期間	
業務名	
業務概要	(規模や技術的特徴について)
当該業務における役割	例) 公園・ランドスケープ設計担当技術者

(注1) 本業務におけるプロポーザル実施要領「別表1」の評価基準に該当する業務実績を記載し、証明できる書類をあわせて添付すること。

(注2) 複数実績を記載する場合は欄を追加し、最大2件記載すること。

3 手持業務の状況(実施要領等の公表日時点の手持の設計業務)

※手持ち業務… 管理技術者又は担当技術者となっている他の業務をいう。 合計 () 件

発注者(事業主)	受注形態	業務概要	履行期間
	・ 単独 ・ 共同体	RC-6, 〇〇m ² (〇〇〇〇〇〇として従事)	

(注1) 記載件数は最大5件とし、欄は適宜追加すること。

企画提案書

[法人または代表事業者]

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

(目次)

1 提案テーマ① 全体.....	2
2 提案テーマ② 設計・プラン.....	3

1 提案テーマ① 全体

本業務に係る業務実施方針等について、記載してください。

(A3用紙片面2枚分以内で記載してください。)

ア 業務実施方針・コンセプト

イ 市民意見聴取等

ウ 設計の管理

2 提案テーマ② 設計・プラン

本業務における設計・プランについて、記載してください。
(A3用紙片面3枚分以内で記載してください。)

ア 配置計画

イ デザイン

ウ 交流・にぎわい

エ 安全・防災

オ 環境配慮・ライフサイクルコスト

(様式 1 1)

見 積 書

事業名：野洲川 MIZBE ステーション設計業務

見積金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	也

(消費税及び地方消費税相当分を含めた金額)

「野洲川 MIZBE ステーション設計業務 要求水準書」等を承諾のうえ、上記の金額による見積書を提出します。

令和 年 月 日

野洲市長 櫻本 直樹 様

見積提出者

[法人または代表事業者]

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

- (注) 1 金額はアラビア数字を用い、頭に金字又は¥字を冠すること
2 内訳書(任意様式)を添付すること
3 金額の訂正は無効となるので注意すること
4 文字は明確に記載し、金額以外の訂正抹消した箇所には押印すること

(様式12)

質問書

年 月 日

質問者連絡先

事業者名	
担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

No.	資料 名称	頁	質問事項

(様式13)

令和 年 月 日

プロポーザル参加辞退届

野洲市 櫻本 直樹 様

[法人または代表事業者]

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

担当者 氏 名 _____

所 属 _____

所在地 _____

電 話 _____

F A X _____

E-mail _____

令和8年5月21日付けで公告のありました「野洲川MIZBEステーション設計業務」について、都合によりプロポーザル参加を辞退いたします。

資料の貸与申込書

野洲市長 櫻本 直樹 様

[法人または代表事業者]

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____ (印)

担当者 氏 名 _____ (印)

所 属 _____

所在地 _____

電 話 _____

E-mail _____

令和8年5月21日付けで公告のありました「野洲川MIZBEステーション設計業務」に係る資料について、貸与を申込みます。

貸与申込資料 (以下「資料」という。)	造成設計図のCADデータ (DXF)
	ゾーニング図のCADデータ (DXF)
	事業用地周辺の地質調査結果 (PDF)
	下水道_1号組立式マンホール標準図 (DXF)
	下水道_1号組立汚水柵参考図 (DXF)
	下水道_平面図・縦断面図-2 (DXF)
	アクセス通路平面図 (PDF)
	市道市三宅竹生外周線出入口参考図 (PDF)
	ヘリポート詳細抜粋 (PDF) ※提案資格確認通知後に提供可能
貸与期間	令和8年 月 日 () ~ 令和8年8月31日 (月)

なお、貸与に当たっては、次のとおり誓約します。

第1 (利用の目的)

- 1 当社は、本業務への参加を検討する目的(以下「本目的」という。)のためにのみ、資料の貸与を受けるものであり、本目的以外に利用しません。
- 2 当社は、本申込書に記載の誓約事項と同一の守秘義務等の履行を野洲市に対して誓約した場合に限り、本目的を達するために必要な範囲及び方法で、当社の代理人、補助者その他の者に対し、資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

第2 (秘密の保持)

当社は、開示を受けた資料を秘密として保持するものとし、前項に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。

第3 (期間)

前項までに定める秘密の保持は、本業務終了後も存続するものとします。

第4 (資料の返還)

受領した資料は、定められた貸与期限までに野洲市都市建設部 MIZBE ステーション整備室に返還します。